

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベシアマート寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字後田七百三十八―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

キュービクルや室外機を発生源とした低周波騒音による公害事例が発生しているため、機器の設置場所や騒音対策に御考慮いただくようお願いしたい。
キュービクル及び冷凍機室外機、エアコン室外機の配置が既存住宅に近く、特にキュービクルと冷凍機室外機は二十四時間稼動し屋上へ設置されるものもあるため、既存住宅二階への影響が大きいと予想されるので住民の生活環境への影響を及ぼさないように配慮していただきたい。

低周波騒音については、環境省より発表されている「低周波音問題対応の手引書」を御確認ください。

二 縦覧期間

平成二十七年四月十日から平成二十七年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター